

学校給食における食物アレルギー対応について

富山市教育委員会

～保護者の皆様へ～

本市では、食物アレルギーを有する子どもたちが、安心・安全に学校給食が食べられるよう「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、市内どの学校でも同じ対応をしています。学校給食での対応を希望される場合の条件や対応は、次のとおりです。

1 食物アレルギー対応を希望される場合は、次の4つの条件を満たしているか確認してください。

- ① 医師の診察・検査により食物アレルギーと診断され、特定の食物に対して対応の指示がある。
- ② 学校生活管理指導表を、学校に提出することができる。
- ③ 1年に1回は医療機関を受診している。
- ④ 家庭でも、医師から指示された対応を行っている。

2 学校給食での食物アレルギー対応は安全性を最優先し、原因食物を除去します。

- ① アレルギーの原因食物が含まれる献立については、含まれる量や調理方法にかかわらず、提供しません。
- ② 毎日、アレルギーの原因食物が献立に含まれていないかを確認し、最初に配膳します。
- ③ 誤食事故防止のため、おかわりはすべての献立についてできません。その代わりに、食べられる献立の中で多めに配食する等、配慮します。



3 学校給食で使用しない食材は次のとおりです。

- そば、落花生(ピーナッツ)、あわび、いくら、カシューナッツ、キウイフルーツ、くるみ、まつたけ、アーモンド

アレルギーの特定原材料7品目と特定原材料に準ずるもの21品目のうち、学校給食で使用しないものは、上記の9品目です。それ以外で使用しない食材は、下記の1品目です。

●ココナッツ

※給食にこれらの食材は使用しないため、通常は、アレルギー対応を希望される必要はありません。

ただし、これらの食材を扱っている同じ工場やラインで製造された食品についても、医師の指示等で除去が必要な場合は必ずお知らせください。

4 食物アレルギー対応をした場合の給食費の取り扱いは、次のとおりです。

- ① 主食(ごはん、パン、ソフト麺)を中止する場合は、中止回数分の主食代を返金します。
- ② 乳のアレルギー対応をした場合は、中止回数分の牛乳代を返金します。
- ③ 副食の一部を除去しても、返金はいりません。

乳糖不耐症等の疾病により、学校給食の牛乳を停止したい場合は、個別に対応いたしますので、各学校にご相談ください。

「学校における食物アレルギー対応マニュアル」は富山市のホームページからご覧いただけます。

5 食物アレルギーの給食対応は、3通りあります。

(1) 詳細な献立表対応

給食で使われている原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、保護者や本人、学校等と情報共有し、原因食物を含んだ献立を給食から除いて提供します。食べられない献立がある日は、その他の食べられる献立の中で多めに配食することもできます。

「詳細な献立表」は、次に示す(2)弁当対応、(3)除去食対応の場合にもお渡しします。

(2) 弁当対応

食べられない献立がある日に、給食で除去された献立に代えて、部分的に家庭から代替品をお持ちいただく方法が「一部弁当対応」です。

食べられない食物が多くある場合は、給食は食べずに、毎日弁当をお持ちいただく「完全弁当対応」もあります。



(3) 除去食対応（鶏卵のみ対応）

調理の過程で卵の除去が可能な場合に限り、卵を除いた給食を提供する対応です。オムレツや卵焼きなどの卵料理、卵を使用した加工食品などは提供されません。

【基本献立】

➔

【除去食】

「いかの天ぷら」「シュークリーム」は加工食品なので、給食室で卵を除去することができないため提供しません。その代わりのおかず等を、ご家庭からお持ちいただいても構いません。

「かきたま汁」と「ポテトサラダ」は、除去食を提供します。

【卵を使った献立の提供例】

献立	対応
八宝菜	除去食(うずら卵の除去)
ひじきサラダ	除去食(マヨネーズの除去)
フレンチサラダ	除去食(フレンチドレッシングの除去)

献立	対応
オムレツ	提供しない
クレープ	提供しない
プリン	提供しない

食物アレルギー対応の必要なお子さんが、学校生活を安全に安心して過ごせるよう努めてまいりますので、保護者の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

富山市教育委員会 学校保健課

富山市新桜町6番15号

TEL 076-443-2017 (給食係)

076-443-2136 (保健係)

